

都市づくり支援事業評価委員会都民委員選考要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）の都市づくり支援事業評価委員会にかかる都民委員の募集及び選考に必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 都民委員の募集は、公社ホームページにより行なうものとする。

(募集人員)

第3条 募集人員は、1名とする。

(応募方法)

第4条 都民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、別紙1の「応募用紙兼小論文（以下「応募用紙」）を公社へ提出するものとする。

2 提出された応募用紙は返却しないものとする。

(応募資格)

第5条 応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 応募時点において、20歳以上であること。
- (2) 東京都内に居住していること。
- (3) 任期終了まで、継続して会議に出席できること。

2 次のいずれかに該当する者については、応募することができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に定める者、又はそれに準ずる者 (5) 政治活動及び宗教活動に、整備後の施設の利用を予定している者 (6) その他、反社会的団体又は公序良俗に反する団体等に所属している者

(選考方法)

第6条 都民委員の選考は、第1次選考として、応募用紙を別紙2の「第1次評価票及び基準」により審査を行い、3名以内の者を選定する。その後、第1次選考により選定し

たものに対し、面接による第2次選考を行い、別紙3の「第2次評価票及び基準」により審査を行い、1名を決定する。

- 2 選考の結果、全ての応募者が一定の水準に達していない場合は、委員を決定しないことができる。
- 3 第1次、第2次選考において、候補者が辞退したときは、同選考において、合計点の高い順位の者を繰り上げて、決定する。

(選考結果の取り消し)

第7条 選考委員会は、応募用紙等の記載内容に虚偽があることが判明した場合は、選考結果を取り消すことができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項は、委員会において別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。